

日本とインドネシアの禁止サインの語用論的分析

—金沢市とバンドン市におけるパイロット調査—

ムティ・アフィファー（金沢大学大学院 博士後期課程）

1. はじめに

人間のコミュニケーションでは、話し言葉によるコミュニケーションだけでなく、書き言葉によるコミュニケーションも重要である。後者には、手紙などによる特定の発信者から特定の受信者（読み手）に向けたコミュニケーションだけでなく、特定の発信者が不特定の受信者を対象とする看板・標識によるコミュニケーションが存在する。そして、本調査ではそのような看板・標識によるコミュニケーションの中でも、特に禁止の看板・標識（以下、禁止サインと呼ぶ）に焦点を当てる。

「禁止」という行為は相手の行動を制約するものであるため、語用論的に考えると、相手のフェイスを脅かす可能性が非常に高い。岸江（2014）によると、対面的な場面では、禁止は相手への負担が大きいため、話し手は聞き手に対して常に気遣いを行うものと規定される。つまり、対面的なコミュニケーションでは、相手に対する気遣いとして言葉の選択が重要となる。禁止サインの場合は、一般に、相手（読み手）が不特定だと言われるが、実際には、禁止サインが設置される背景として「いつ」・「どこで」・「誰が」・「誰に」・「何を」・「なぜ」・「どのように」禁じるのかが想定されているはずである。そうだとすれば、看板や標識によって禁止を伝達する際、設置場所によって使用されている禁止表現も異なってくると考えることができる（仮説1）。そして、言語と文化的背景が異なる日本とインドネシアでは、対応する禁止サインの言語表現の用法に違いがあるはずであると予測できる（仮説2）。

本稿では、上記2つの仮説を検証するために、パイロット調査として、日本とインドネシアの中核都市である金沢市とバンドン市で見られる禁止サインを収集し、語用論的な観点から分析する。

2. 調査と分類の方法

本調査では、修士論文執筆のために2017年に収集した金沢市とバンドン市の禁止サインのデータを用いて分析を行う。そして、金沢市とバンドン市のそれぞれの対応する場所で収集した禁止サインのデータを場所ごとに分類し、異なり数で数え、使用されている禁止表現と禁止されている行為（禁止内容）をリスト化し、分析を実施する。

日本語記述文法研究会編(2003)によると、禁止は相手にある行為をしないことを命令したり、依頼したりするものである。話し手が聞き手の行動を禁止する際、配慮が入るかどうかにによって使用される表現形式が変わる。一般的に言うと、禁止は否定的な動作を要求する文によって表される。しかし、収集した禁止サインのデータを見ると、ある行為をしないことを要求するには否定的な行動を要求するものの他に、肯定的な行動を要求することによって表されるものも認められる。次の例を見てみよう。

① タバコは決められた場所で。

①は、タバコを吸う場合、決められた場所で行うよう行動が肯定的に要求されている。しかし、①は「ここは禁煙であるので」という前提となる禁止情報が含意されている。こういった肯定的な行動を要求する禁止サインは、日本でのみで見られるわけではなく、インドネシアでも同様の例が見られる。

さらに、相手に肯定的な行動もしくは否定的な行動を指示するものの他に、明確な行動を要求しない禁止サインも見られる。次の②を見てみよう。

② ひがし茶屋街周辺は「ポイ捨て等防止重点区域」です。

②はポイ捨ての禁止サインであるが、「ポイ捨てするな」のような否定的な行動や「ゴミはお持ち帰りください」などのような肯定的な行動の要求は見られない。しかし、「ひがし茶屋街周辺はポイ捨て等の行動を防ぐこ

とを重点する区域である」という情報を読み手に伝達することによって、間接的に、「ポイ捨て等の行動をしないでほしい」という行動要求が含意されていると言える。

上記の検討に基づいて、禁止サインを 1)「否定的な行動を要求するもの」、2)「肯定的な行動を要求するもの」、3)「行動要求を明示しないもの」の3種類に分類し、両国の禁止サインデータの分類を試みる。

3. 禁止サインの分類

3.1 日本の禁止サイン

3.1.1 否定的な行動を要求するもの

以下は一般的な禁止表現を使用する「否定的な行動を要求する」もので、最も強力で明確なものから配慮が加わる暗示的な慣用表現のものの順でランク付けした。そのため、丁寧体の「です」や「ます」が付いているものは、付いていない常体のものより下に位置づけられることになる。

まず、一番上の(J1-1)は「～するな」という表現形式を使用するもので、最も直接的に相手の行為の実行を禁止する形式で、強圧的な印象を与える(日本語記述文法研究会編, 2003)。その次の(J1-2)から(J1-7)までは禁止文に「厳禁」「禁止」「禁ずる」などを使用しているものである。「厳禁」は「厳しく禁ずる」という意味であるため、上位に位置づけ、その下には「禁止」と「禁ずる」を置いた。それ以降(J1-5)から(J1-7)は、丁寧体が接続しているので下位に分類した。続く(J1-8)は、否定の動詞連体形に「～こと」が接続し、否定的な行動の願望や命令となる。そして、(J1-9)は「～しない」を使用しているが、この表現は、日本語記述文法研究会編(2003)によると、行ってはいけない行為を相手に宣言して禁止するものである。(J1-10)から(J1-12)は「～しないで」「～しないでください」「～しないようお願いします」などのような形式を使用し、ある行為をしないことを相手に依頼するものである。(J1-13)と(J1-14)は、「遠慮」という表現により、慣用的な否定的な行動の要求となっている。続く(J1-15)の禁止サインは、「～お断りします」のような形式を使用し、(J1-13)と(J1-14)の禁止サインより丁寧な慣用的に否定的な行動が要求されている。最後(J1-16)には「なくそう」という勧誘形式が使用され、「ないようにする」または「なくならせる」という否定的な行動が要求されている。

- (J1-1) のるな!
- (J1-2) 火気厳禁.
- (J1-3) 関係者以外立入禁止.
- (J1-4) 外部者の無断立入を禁ずる.
- (J1-5) 自撮り棒, 三脚は使用禁止です.
- (J1-6) 上記の区域ではポイ捨て, 路上喫煙, 犬などのふんの放置を禁止します.
- (J1-7) 当館ご利用以外の駐車を固く禁じます.
- (J1-8) ベビーカー, カート, 車いす, 台車を乗せないこと.
- (J1-9) 注意! 駆け込まない! 立入らない!
- (J1-10) ドアをふれないで! けがをするおそれがあります.
- (J1-11) ここに駐輪しないでください.
- (J1-12) お手をお触れにならないようお願い致します.
- (J1-13) 長時間の駐車は, ご遠慮下さい.
- (J1-14) 満口デンタルオフィスへご来院以外の駐車はご遠慮願います.
- (J1-15) ご来店以外の駐車は固くお断りします.
- (J1-16) みんなでなくそうゴミポイ捨て.

3.1.2 肯定的な行動を要求するもの

以下の J2-1 から J2-5 の禁止サインは、肯定的な行動を要求することによって、結果的に禁止が含意されるものである。例えば、(J2-1)の禁止サインは、「たばこは決められた場所で」という助言的な肯定的行動要求が行われているが、暗示的に「(ここではたばこを吸ってはいけないので) たばこ(を吸う場合)は決められた場所で(してください)」という禁止の意図が伝達されている。また、3.1.1 と同じく、最も強力で明確なものから配慮が入る暗示的な慣用表現のものの順で分類した。

- (J2-1) たばこは決められた場所で.
- (J2-2) 夜は静かに.

- (J2-3) 自転車・スケートボードから降りて歩いて下さい。
- (J2-4) 喫煙マナーを遵守願います。
- (J2-5) あぶない！横断歩道を渡りましょう。

3.1.3 行動要求を明示しないもの

最後の三つ目の禁止サインは、行動要求を明示しないものであり、ある情報を読み手に提供するだけに見えるが、相手に間接的にある行動を実行しないようにすることを望んでいる。そのため、読み手は禁止サインに書かれている情報を読み取って、その情報によって実は何を意図しているかを抄造しなければならない。例えば、(J3-1)の禁止サインを読む人は、「ひがし茶屋街周辺は「ポイ等防止重点区域」です」という情報を読みとり、読み手は「今私がいるひがし茶屋街周辺はポイ捨ての防止重点区域であるため、ここや周辺にはごみポイ捨てしてはいけない。」という解釈が可能である。

- (J3-1) ひがし茶屋街周辺は「ポイ等防止重点区域」です。
- (J3-2) この先、午後6時以降閉鎖します。
- (J3-3) ふんの後始末は飼い主の責任です。

3.2 インドネシアの禁止サイン

3.2.1 否定的な行動を要求するもの

以下はインドネシアの一般的な禁止表現を使用する「否定的な行動を要求する」もので、日本語のものと同じく最も強力で明確なものから配慮が加わる暗示的な慣用表現のものの順で分類した。まず、一番上の(I1-1)の文頭には「Jangan」（してはいけない）そして、(I1-2)には「Tidak diperbolehkan」（許可されない）が付き、禁止表現として最も明確な表現であると考えられる。そして、次の(I1-3)は文頭に受け身動詞の「Dilarang」が使用され、文の形式から見ると「〇〇行為は禁止されている」という情報提供の形式であるが、インドネシア語話者にとっては、慣用的に否定的な行動要求として捉えられる。続いて、(I1-4)は動詞の前に否定を表す「Tidak」が使用され、意味や用法に関して日本語の「～しない」（3.1.1の(J1-9)）に対応するものである。最後の(I1-5)は、依頼表現でよく使用される「Mohon」（お願い）が使用されるものである。その「Mohon」の使用によって、強圧的な印象がなく、柔らかい行動要求になるため、一番下の順位にした。

- (I1-1) Jangan membuang sampah di sini.
do.not throw trash in here. ('Don't throw a trash in here')
- (I1-2) Tidak diperbolehkan membawa trolley.
NEG PRE-allow-PASS PRE-bring trolley. ('It's not allowed to bring a trolley')
- (I1-3) Dilarang berjualan di sini.
PRE-forbidden-PASS Sell in here. ('Don't sell here')
- (I1-4) Tidak duduk di tangga eskalator.
NEG sit on stairs escalator. ('No sitting on escalator')
- (I1-5) Mohon tidak duduk di teras tangga.
please NEG sit on terrace stairs. ('Please do not sit on the stair')

3.2.2 肯定的な行動を要求するもの

日本の禁止サインと同じく、インドネシアの禁止サインにも肯定的な行動要求によって禁止の意図を表すものも存在し、相手のフェイスを脅かしてしまうことを避けるために、相手の行動実行をしないことを要求するよりは、その逆の行為の実行を要求または助言を行う。しかし、インドネシアの禁止サインには、肯定的な行動要求であっても、強圧的な印象があるものも見られる。例として、以下の(I2-1)の禁止サインを見てみると、「Matikan rokok di sini!」日本語に訳すと「ここでタバコを消しなさい」、つまり「ここからその先はタバコを吸ってはいけないので、ここでタバコを消さないといけない」という相手に強力に「しないといけない」行動が要求されている。しかし、それ以外の例（(I2-2)から（I2-5)）には強圧的もしくは強力な印象は感じられない。例えば、(I2-2)では文頭にある動詞「buang」（捨てる）に「-lah」という接尾辞が付くことによって、柔らかい命令となる。そして、その次の(I2-3)と(I2-4)にはそれぞれ「Maaf」（ごめんなさい）と「Mohon」（お願い）という言葉が付くことによって読み手に対する配慮が示されている。また、最後の(I2-5)は、勧誘の表現形式を使用

するものであり、今回のデータの中には見当たらなかったが、インドネシアの禁止サインにはこのような表現を使用する禁止看板も現れる可能性が極めて高いと考えられるため、筆者により加筆した（収集された他の例と区別するために、太字で記した）。

- (I2-1) Matikan rokok di sini!
turn.off cigarette in here ('Putting out your cigarette in here!')
- (I2-2) Buanglah sampah pada tempatnya.
throw-SUFF trash on place-SUFF ('Throw a trash on it is place')
- (I2-3) Maaf, sandal/sepatu harap dilepas.
sorry sandals/shoes hope put.off-PASS ('Sorry, please put off your sandals/ shoes')
- (I2-4) Mohon hanya konsumsi makanan & minuman yang D'Cost sediakan.
please only consume food drink which D'Cost serve-SUFF
('Please consume food & drink that D'Cost serve only')
- (I2-5) Ayo buang sampah pada tempatnya.
come.on throw trash on place-SUFF ('Let's throw a trash on it is place')

3.2.3 行動要求を明示しないもの

インドネシアの禁止サインにも日本と同じく、行動要求を明確に表現しないものも見られる。日本語のと同じく、読み手は、禁止サインで書かれている情報から、その意図を解釈する必要がある。例えば、例の(I3-1)は、「Bukan Jalan Umum」（公的な通路ではない）という情報から、「公的な道ではないため、一般の人はその通路を通ってはいけない。自分は一般の人の中に入るため、その通路を通ってはいけない」という解釈を行わなければならない。

- (I3-1) Bukan jalan umum.
NEG way public ('Not a public way')
- (I3-2) Gedung ini bebas asap rokok
building this free smoke cigarette ('This building is free from smoke')

4. まとめと今後の課題

禁止の意図を看板などで読み手に伝達するには、「否定的な行動を要求する」という一般的な禁止表現で示すだけではなく、相手のフェイスを脅かすことを避けたためなどの目的で「肯定的な行動を要求する」ことで禁止の意図を表すものも収集した両国のデータの中に見られた。また、行動要求が明確ではないもので、読み手はどのような行動をとるべきかを、禁止サインの表現から適切に解釈する必要があるものもあることが分かった。この三種類の禁止サインの表現方法が日本とインドネシアの双方に見られるため、両国の禁止サインの表現方法を比較する枠組みとして使用できると考える。

今後の課題として、日本とインドネシアの禁止サインをより多く収集し、場所や禁止されている行動によって詳細に比較し、両国ではいかなる表現の仕方が好まれているかを見ることができよう。また、データを増やすことによって、別の禁止の表現方法が認められる可能性があるため、その際は、それを適宜枠組みの中に追加する。

参考文献

- 岸江信介(2011). 看板・標示物にみられる禁止表現の言語景観 内山純蔵監修・中井精一・ダニエル・ロング(編) 世界の言語景観 日本の言語景観—景色のなかのことば 桂書房, pp. 218-226.
- 岸江信介(2014). 日本語の配慮表現の多義性 野田尚史・高山善行(編) 現代語の依頼・禁止に見られる配慮表現 くろしお出版, pp. 205-222.
- ロング, ダニエル(2014). 非母語話者からみた日本語の看板の語用論的問題—日本語教育における「言語景観」の応用—, 人文学報, 488, 1-19.
- 日本語記述文法研究会編(2003). 現代日本語文法4—第8部モダリティ— くろしお出版.
- 山岡政紀・牧原功・小野正樹(2010). コミュニケーションと配慮表現—日本語用論入門— 明治書院.
- 小林正佳(2003). スピーチアクトと丁寧表現に関する実証的社会語用論からの一考察 語用論研究, 5, 59-71.